

津波対策や県産木材活用などの基準により、安心・快適な公営住宅を整備



問い合わせ先 静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課
☎ 054-221-3087 ■ <http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-330/index.html>

- 津波を想定した安全対策や県産木材を活用する県独自の基準を規定した条例を制定し、安心・快適な公営住宅を整備
- 県産木材を活用した公営住宅の整備による林業振興を推進



↑県独自の基準に基づき整備された県営住宅
➡屋上に設置された津波避難施設 ➡県産木材が活用された居室

取組の背景 公営住宅における津波対策や県産木材の活用が課題に

- 静岡県は、南海トラフ巨大地震が発生するおそれがある地域とされており、県営住宅の整備に当たっては、想定される地震や津波に耐えられる構造にするとともに、住民が安全に避難できる場所を確保するなどの対策を図る必要があった。
- また、県内に豊富に存在する人工林の多くが、木材資源として利用可能な樹齢40年を超えており、地域材の有効活用と森林の育成・伐採のサイクルを通じた多面的機能の維持の観点から、公共部門での県産材の積極的な活用が求められていた。

取組の概要 津波対策・県産木材活用などに係る県独自の整備基準を規定

- 第1次一括法による公営住宅法の改正を踏まえ、県独自の整備基準を規定した「静岡県県営住宅条例」を平成24年12月に制定した。
- 条例において、津波などのおそれがある県営住宅の敷地には、避難施設の設置などの安全上必要な措置を義務付けた。これを受け、平成25年度に、既存の県営住宅における建築物としての耐津波性能の安全性を確認するとともに、避難対策など5項目の安全対策をまとめた。

- あわせて、林業の再生と森林の適正な整備・保全、山村などの地域経済の活性化を図るため、県営住宅の整備においては、県産木材の使用に努めなければならないとする県独自の整備基準を条例に規定した。

取組の成果 入居者などの安全・安心と快適な居住環境を確保

- 平成26年度に完成した沿岸部の県営住宅について、県の被害想定では津波浸水域に入っていないものの、これに類する土地として、県営住宅の屋上部分に津波避難施設を設け、入居者などの安全・安心の確保が図られた。
- 平成26年度に、建替え及び全面的改善事業(5団地222戸)の内装などにおいて、438㎡の県産木材を使用した。
- 木材の使用に係るアンケートにおいて、76%の入居者が「満足」あるいは「やや満足」と回答し、「木の温もりを感じる良い部屋である」などの評価を受けている。

地方分権改革との関連

- 従来、公営住宅の整備においては、公営住宅法に基づく公営住宅等整備基準(省令)により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法による公営住宅法の改正により、公営住宅の整備基準が条例に委任され、公営住宅など整備基準が定める技術的基準は「参酌すべき基準」とされた。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、静岡県は、平成24年12月、「静岡県県営住宅条例」に県営住宅の整備基準を追加するとともに、平成25年3月、「静岡県県営住宅条例施行規則」に県営住宅などの共通の整備基準を定め、県独自の整備基準を明確化した(平成25年4月施行)。

コラム

屋内で洗濯物を干す地域特性を踏まえた公営住宅を整備 金沢市(石川県)

- 金沢市は、雪や雨が多く日照時間が短い、典型的な日本海側気候であるため、一年を通じて洗濯物を屋内で干すことが多いという実情がある。
- 第1次一括法による公営住宅法の改正により、公営住宅の整備基準が条例に委任されたため、金沢市における洗濯の実情を踏まえ、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、市営住宅におけるサンルーム型の物干し場の設置を明確化した。
- 平成25年4月以降に建て替える市営住宅に新たな基準を適用し、サンルーム型の物干し場を設置することで、居住環境の快適性の向上に資するとともに、湿気・結露・カビの発生の予防を通じた居室の長寿命化にも寄与し、将来にわたる良質な市営住宅の維持が可能となった。



市独自の基準に基づき整備された市営住宅



サンルーム型の物干し場

【問い合わせ先】金沢市市営住宅課
☎ 076(220)2333 ■ <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshiki/seibi/29104.html>